

人事院公示第 2 4 号

人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、昭和 3 8 年人事院公示第 5 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 4 年 6 月 2 4 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務 一～十七 (略)	2 委任する権限及び所掌事務 一～十七 (略)
十八 人事院規則 9—1 2 1（広 域異動手当）に規定する次に掲 げる事項 (1)～(3) (略)	十八 人事院規則 9—1 2 1（広 域異動手当）に規定する次に掲 げる事項 (1)～(3) (略)
(4) <u>第 5 条第 2 項第 1 2 号</u> の規 定に基づき、人事院が定める こととされている異動等に準 ずるものについて定めるこ と。	(4) <u>第 5 条第 2 項第 1 1 号</u> の規 定に基づき、人事院が定める こととされている異動等に準 ずるものについて定めるこ と。
(5)～(8) (略)	(5)～(8) (略)
十八の二～二十二 (略)	十八の二～二十二 (略)
3・4 (略)	3・4 (略)

- 2 この決定による改正は、令和 4 年 6 月 2 4 日から効力を発生する。